

事業計画

区分	対象事業	目的	内容	実施期間等	対象者
健康 診 査 事 業	生活習慣病予防健診、特定健診	・生活習慣予防のための内臓脂肪型に着眼した健診を実施し、保健指導を行うことにより生涯にわたっての生活の質維持向上させる。	特定健診時、結核検診と合わせて実施 問診及び胸部撮影 問診、腹囲測定、尿検査（糖・蛋白）身体計測、血圧測定、眼底検査、心電図、血液検査（血中脂質・肝機能・糖代謝・貧血・腎機能）	集団健診 44日/年 個別健診（指定医療機関）	生活習慣予防健診 19～39歳 特定健診40～74歳 国保加入者
	高齢者健診	・糖尿病等の生活習慣病の早期発見に努めることにより、後期後期高齢者の健康増進を図る。	問診、尿検査（糖・蛋白）身体計測、血圧測定、血液検査（血中脂質・肝機能・糖代謝） 集団健診では、追加検査（心電図・眼底・貧血・クレアチニン検査）を希望により実施	集団健診 44日/年 個別健診（指定医療機関）	後期高齢者 75歳～
	集団健診、検診予約	・生活習慣病の早期発見を目的とした種々の健診、がん検診を、1回で受診できるように、受診者の便宜を図る。 ・受診勧奨のための事業 胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん検診の年度内40歳・50歳無料化	結核、肺がん、胃がん、大腸がん、前立腺がん、肝炎ウイルス検査の各種検診を実施 40・50歳無料対象者、20～70歳女性へ個別案内通知 集団健診検診はすべて時間予約制	44日間 内訳 胃がん健診あり18日 医療センター9日 岩間支所5日 笠間公民館4日 夜間健診 1日 笠間公民館 住民健診 25日 医療センター15日 笠間公民館5日 交流センターあたご5日	40歳以上の住民
	肺がん検診	・近年増加傾向の肺がんの早期発見に努める。	住民結核検診（65歳以上）と合わせて実施 問診及び胸部撮影 <個人負担> 600円（40・50歳、65歳以上無料）	上記44日間と同様	40歳以上の住民
	大腸がん検診	・食生活の欧米化やストレスにより増加している大腸がんの早期発見に努める。	専用キットにて2日間採便 <個人負担> 500円 健診が予約制のため事前に郵送し検診日に提出 ※再回収日あり（後日窓口回収）	上記44日間と同様 ※後日窓口にて再回収日あり	40歳以上の住民
	胃がん検診	・胃がんの早期発見・早期治療へ努める	レントゲン検査は集団検診で実施	胃がんあり健診日18日	40歳以上の住民
	施設検診（医療機関） 胃がん（内視鏡）	・受診者の希望日、希望の契約医療機関において実施できるよう受診者の便宜を図る。 ・胃X線検査が受けられない対象者でも、受診機会を増やし、検査体制の充実を図る。	・胃がん検診（胃内視鏡検査）は、受診者が希望する笠間市内の契約医療機関にて実施（7医療機関 R8よりわたひき内科追加） <個人負担>3800円 【受診方法】 受診券発行手続きあり 検査判定は笠間医師会に委託している笠間市胃内視鏡読影委員会 年10回実施	【実施期間】 令和8年6月1日～ 令和9年2月28日	50歳以上の住民 2年に1回
	歯周疾患検診	・口腔の健康は、健康で質の高い生活を営む上で重要な役割を果たすことから、定期的な歯科健診の機会を通じて歯・口腔の健康の保持・増進を図る。	問診、口腔内診査、検診結果の判定、結果の説明及び歯科保健指導 対象者へは個別通知 <個人負担> 900円	市歯科医師会への委託事業	20・30・40・50・60・70歳
	前立腺がん検診	・食生活の欧米化や高齢化により増加している前立腺がんの早期発見に努める。	血液検査（PSA検査） <個人負担> 700円	胃がん検診のある健康診査・胃がん検診のない健康診査実施日 44日/年	50歳以上の男性 （希望者）
	集団検診 子宮（頸部）がん 乳がん検診	・子宮（頸部）、乳がんの早期発見と乳がん予防を意識した生活習慣の普及を図る。	・受診者に対し、乳がん自己検診法等パンフレット配布 ・子宮問診、頸部細胞診 ・乳問診、マンモグラフィ（乳房X線撮影）超音波検診 <個人負担> 子宮（頸部） 1,300円 乳 超音波 1,100円 乳 マンモグラフィ 1方向 1,100円 2方向 1,600円	全23日 医療センター12日 笠間公民館5日 交流センターあたご6日	子宮頸がん20歳以上 乳がん30歳以上 年齢別に検診項目が異なる 【対象年齢】 30～49歳 超音波（毎年） 51～69歳 超音波（奇数） 40～49歳 マンモ2（偶数） 50歳以上 マンモ1（偶数）
施設検診（医療機関） 子宮がん	・受診者の希望日、希望の登録医療機関において実施できるよう受診者の便宜を図る。	・子宮頸がん検診は、受診者が希望する茨城県の登録医療機関にて実施 ・子宮頸がん検診で問診の結果、体部検査が必要と判定された場合は、体部細胞診も実施 ・乳がん検診は、県・笠間市が契約する（集合契約）実施医療機関にて実施	【実施期間】 令和8年6月1日～	子宮がん 20歳以上 乳がん 30歳以上 年齢別に検診項目が異なる	

区分	対象事業	目的	内容	実施期間等	対象者
	乳がん		<p>【受診方法】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 医療機関へ電話予約する 2. 「受診券」「検診票」を健康医療政策課から受け取る 3. 受診する <p>※R元から個人負担金は医療機関へ支払い ※R4よりいばらき電子申請・届出サービスでの予約も開始</p>	令和9年2月28日	<p>【対象年齢】</p> <p>30～49歳 超音波（毎年） 51～69歳 超音波（奇数） 40～49歳 マンモ2（偶数） 50歳以上 マンモ1（偶数）</p>
	骨粗鬆症検診	・早期に骨量減少者を発見し、悪化予防、フレイル予防になるよう高齢期に向けた健康増進を図る。	超音波法（足のかかとで測定） <個人負担> 700円	5日/年	20～70歳までの女性 5歳刻みの年齢
	健診web予約システム	受診者の利便性の確保 行政運営の効率化を図る	<p>けんこうリンクへインターネット予約システムを委託R3よりWeb予約システム導入 R4より先行予約のコールセンター設置、Web登録サポート窓口設置 R6より開設期間設定されたコールセンターで受け付け開始 R7よりAIコールセンター期間限定で実施（R7より国保個別案内廃止） R8よりAIコールセンター（国保・後期対象者限定のみ）24時間対応（R8より後期個別案内廃止）</p>	年間	19歳以上の市民

区分	対象事業	目的	内容	実施期間等	対象者
健康増進事業	健康講座	・住民のニーズに応じた健康情報を提供し、健康意識のレベルアップ、疾病予防健康増進を図る。	・糖尿病について（糖尿病予防教室対象者向け、一般向け） ・がん予防、動脈硬化予防、腎臓病予防、高血圧予防についてなど生活習慣病予防の講話 ・骨粗しょう症予防について ・腰痛予防について 各テーマ毎に医師等の講師を依頼し健康講話を行う。 医師講話→レクチャラーバンク派遣利用（笠間市医師会へ依頼・調整） 日赤講話→水戸赤十字病院へ依頼 腎臓病予防→茨城CKD研究会へ依頼	年10回	一般住民
	その他の健康教育	1) 国保特定健診後のフォローアップとして各種生活習慣病予防教室実施 2) 健康増進事業として運動教室を実施 3) その他の健康教育	①糖尿病予防教室【国保】 ・午前 講話（病態・栄養講）・試食 ・午後 運動講話・実技体験 ＜試食代 個人負担 300円＞	各地区1回1日コース 年3回	40～74歳でHbA1c 5.6～6.4%で未治療者
			②糖尿病重症化予防教室（笠間市立病院と連携事業）【国保】 初回・最終に身体測定、HbA1c検査の実施 講話（病態・栄養）試食、運動指導 個別面接（目標設定、BDHQ栄養調査・結果説明） ＜試食代 個人負担 300円＞	5回1コース 年2回	40～74歳でHbA1c 6.5～7.9%で未治療者
			③適塩教室【国保】 ・講話（病態・栄養）、尿検査、BDHQ栄養調査、試食、個別面接	2回1コース 年6回	尿蛋白（-）かつ eGFR45～59、尿蛋白（±）かつeGFR60以上
			④血管いきいき教室【国保】 ・病態講話、栄養講話、血管年齢測定	1回/年	40～74歳でLDLコレステロール120～140mg/dlで未治療者
			⑤健診結果説明会【国保】 ・病態講話・個別相談・血管年齢測定	年7回	健診受診者、特保対象者
			⑥歯つらつ健口教室【国保】 ・講話、ブラッシング指導、口腔機能検査	年2回	集団検診受診者に勧奨し、希望者
			⑥運動教室 健康運動指導士による運動の習慣化のための講話・実践 ※運動イベント 年1回（富士通依頼）	1コース3回×3 年9回 ※年1回	各生活習慣病予防教室対象者特定保健指導対象者
			⑦女性の健康講座 ・更年期との付き合い方、セルフケアについて（助産師・薬剤師講話） ⑧その他、ヘルスリーダーの会の地区活動と併せて健康に関する講話や出前講座の依頼により実施	年1回 随時	⑧40～60代女性 ⑦一般住民
	高齢者の健康づくり（介護予防と保健事業の一体化事業） ※後期・高齢・包括・健康医療で内容・方法の協議・調整	・健康状態が不明な高齢者等の状況把握と糖尿病未治療者等へ必要なサービスへつなぎ、社会的フレイルや介護状態等のハイリスク状態になることを未然に防ぐ。	【高齢者に対する個別支援（ハイリスクアプローチ）】 ①糖尿病腎症重症化予防、②口腔機能低下防止、③低栄養予防、④コントロール不良等の該当者に対し、管理栄養士・歯科衛生士・保健師等が電話・訪問による支援を行う	6月頃より 順次開始	①76歳で健診結果HbA1c7.0以上②質問票と歯科受診歴なし③76歳で質問票⑥はい・BMI19未満④76歳でHbA1c8.0以上・収縮期血圧160mmHg以上・拡張期血圧100mmHg以上
【通いの場等への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）】 地域の健康課題に応じて、通いの場（高齢者クラブ）等における健康教育（フレイル予防（低栄養予防・口腔機能向上、服薬管理、運動等）、健康相談を実施する。状態に応じて必要な医療、健診、介護等のサービスへつなげる。 講師は薬剤師会・理学療法士会等へ依頼			10月頃より 順次開始	高齢者クラブ、地区サロン等 ※希望する団体（30団体まで）	
特定保健指導	・内臓脂肪肥満に着目した健診結果をリスクに基づいて階層化し対象者が行動変容につなげる保健指導を実施し、メタボリックシンドローム予備軍を減少させる。	健診結果によりメタボリックシンドロームのリスクのある方へ個別面接の実施、支援、評価を行う 【動機づけ支援、動機づけ支援相当】 初回面接（確定）～3ヶ月後評価 【積極的支援】 初回面接（確定）～1,2ヶ月後継続支援～3か月後評価	初回面接は特定健診時44回、健康相談等	集団健診・人間ドック・医療機関健診 受診者のうち特定保健指導対象者	
健康相談	・心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、健康管理を支援する。	血圧測定、尿検査その他健康に関する相談 特定保健指導のフォロー 事前予約制	友部地区：毎週火曜日 笠間地区：第2・4木曜 岩間地区：第1・3木曜 各会場：AM9～10時半	一般住民	
その他の健康相談	・各事業の場等、機会を生かし、住民の健康管理に役立てる。	栄養相談 歯科相談	（予約制） （予約制）	一般住民	
家庭訪問	・生活の場において、個人の状況に応じて、相談や指導、医療機関受診を勧奨することにより、生活習慣病の予防、健康寿命の延伸に努める。	保健師による保健指導	年間随時	・健診後保健指導等が必要と認められる者（がん精密者・緊急要精密者） ・健診結果、要医療判定で未受診の者（基準値該当者） ・本人及び家族から希望がある者	
精神	・在宅の精神障害者に対して、充実した生活が送れるようグループ活動を通し、社会適応を身につけるための援助	創作活動、調理実習、レクリエーション、個別指導等 作業療法士指導 R7より午前中 月2回へ変更 R8より午前中 月1回へ変更	月1回	在宅の精神障害者で障害手帳を有するか同程度の障害にあり状態が安定しており、本人又は家族が希望する者	

区分	対象事業	目的	内容	実施期間等	対象者
健康事業 (在宅ケア)	こころの健康講座	・正しい知識の普及を図り、精神保健に対する理解を深める。	専門医等による健康教育の実施	1回/年	一般住民
	こころの相談室	・心の悩みを抱えている方や、家族の方の相談に応じ、必要な助言・指導を行う。	精神保健福祉士による個別相談 R8より会場を友部に集約	年12回	一般住民 (要予約)
	ひきこもり支援事業 ※主担当：社会福祉課	・ひきこもり対象者に訪問支援等を通して医療、福祉の連携を図り必要な支援へつなぐ。	相談機関等が介入しているケースに対し、必要に応じ家族同意のもと、こころの医療センター等と同行訪問、支援検討を行う。	月1回検討会 ケース訪問等随時	ひきこもり対象者、その家族
	地域ケアシステム ※主担当：包括支援センター	・高齢者等支援が必要な方が安心して暮らせるようにするため、地域における総合的な医療、保健、福祉の連携を深めた見守り体制の構築。	○地域包括ケアシステムネットワーク会議 ・代表者会議 ・実務者会議 ○地域包括ケアシステムネットワークワーキング会議 ・医療・介護ワーキングチーム ・見守り支援ワーキングチーム ・介護支援専門員ネットワークワーキングチーム ○権利擁護ワーキング会議（年2回）	代表者会議：2回/年 実務者会議： 随時	・関係機関から依頼のある者
ケース支援・連携	・各相談支援機関において対応しているケースについて、必要に応じ関係機関で情報共有、支援検討を行う。	・医療機関、福祉、社協、包括、保健所等関係機関と連携し、支援方法、対策の検討を行う。 ・電話・面接・訪問等でケース支援を行う	随時	支援を必要とするケース	

区分	対象事業	目的	内容	実施期間等	対象者
予防接種事業	(1) 定期接種 (A類疾病)	・感染のおそれのある疾病の発生及び集団でのまん延予防のために予防接種を行い、公衆衛生の向上及び住民の健康の保持に寄与する。	・転入者には個別通知をし、実施状況調査、接種中断がないよう援助する	随時	対象者
			・ヒブワクチン 接種開始月齢により回数異なる（基本は4回。接種開始年齢によって変動あり。）※R6.4.1から5種混合に含まれた。	個別接種	生後2月から60月未満
			・小児用肺炎球菌 接種開始月齢により回数異なる（基本は4回。接種開始年齢によって変動あり。）※PCV15及びPCV20	個別接種	生後2月から60月未満
			B型肝炎ワクチン	個別接種	1歳未満
			4種混合（百日咳、ジフテリア、破傷風、不活化ポリオ）I期、I期追加 ※R7.12製造販売終了のため、未完了者は5種混合に切替。	個別接種	生後2～90月未満（7歳半）
			5種混合（百日咳、ジフテリア、破傷風、不活化ポリオ、ヒブ）I期、I期追加 ※R6.4.1定期接種化	個別接種	生後2～90月未満（7歳半）
			二種混合（ジフテリア、破傷風）	個別接種	11歳以上～13歳未満 概ね小学校6年生
			B C G	個別接種	1歳未満
			麻疹・風疹 1・2期	個別接種	1期：生後12～24か月未満 2期：小学校に就学する前年度内
			水痘	個別接種	生後12～36月未満
			日本脳炎	個別接種	I期：生後6～90月未満 II期：9～13歳未満
			ロタウイルス(1価2回、5価3回)	個別接種	1価) 生後6週～24週 5価) 生後6週～32週
			子宮頸がん予防ワクチン 9価：15歳未満で1回目接種だと2回接種 15歳以上で1回目接種なら3回接種 ※2価・4価ワクチンはR8年度から定期予防接種から外れた	個別接種	12歳になる年度初日から16歳になる年度末日までの女子
予防接種事業	(2) 定期接種 (B類疾病)	個人の発病及びその重症化を予防し、併せてその集団でのまん延を予防する	・高齢者のインフルエンザ 市補助額 1,500円（生活保護世帯については全額市負担） 県内協力医療機関で実施	R8.10.1 ～ R9.1.31 個別接種	65歳以上の住民及び60～64歳までの心臓等に一定の機能障害のある者で希望者
			・高齢者の肺炎球菌 市補助額 3,000円（生活保護世帯については全額市負担） 県内協力医療機関で実施 ※R8.4.1～20価ワクチンに変更（23価ワクチンは定期予防接種から外れた）	個別接種	65歳の者 60～64歳までの心臓等に一定の機能障害のある者で希望者
			・高齢者の新型コロナ 市補助額 2,000円（生活保護世帯については全額市負担） 県内協力医療機関で実施	R8.10.1 ～ 9.1.31 個別接種	65歳の者 60～64歳までの心臓等に一定の機能障害のある者で希望者
			・带状疱疹【定期】 市補助額 生ワクチン3,000円（1回）、組換えワクチン6,000円（2回） （生活保護世帯については全額市負担） 県内協力医療機関で実施	個別接種	65歳以上5刻みの年齢に該当する者 60～64歳のヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害のある者

区分	対象事業	目的	内容	実施期間等	対象者
予防接種事業	(3)任意接種	带状疱疹の予防	・带状疱疹【任意】 市補助額 生ワクチン3,000円(1回)、組換えワクチン6,000円(2回) 市内協力医療機関で実施	R7.8.1～ 個別接種	50～64歳の者 65歳以上で定期接種対象外の者
		小児のインフルエンザの予防	市補助額 1,000円(不活化ワクチン) 満1歳～12歳 2回まで 13歳～15歳(中学3年生相当)1回 2,000円の予定(経鼻生ワクチン)2歳～15歳(中学生相当)1回 協力医療機関で実施	R8.10.1～ R9.1.31	満1歳～中学3年生まで
		おたふくかぜの予防	市補助額 3,000円(H31.4.1～助成開始。 H30.4.1以降の出生者) 助成回数 1回 協力医療機関で実施	個別接種	1～5歳未満
		先天性風疹症候群の発症防止及びまん延予防	市補助額 風しん3,000円、MR5,000円 助成回数 1回	H31.4.1～	・妊娠を予定または希望する女性及びその配偶者またはこれに準ずる者 ・妊婦の夫
	(4)特別の理由による任意予防接種費用の助成	骨髄移植手術その他の理由により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に診断され、任意で予防接種を受ける者に対し、費用を助成することにより、経済的負担の軽減および感染症予防・蔓延予防に資する	骨髄移植等で接種済みの定期接種の再接種が必要と医師に判断されている。 助成対象：A類疾病。 対象期間：長期療養と同様。それ以外は20歳未満	H30.10.1～	骨髄移植手術その他の理由により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に診断され、任意で予防接種を受ける者
感染症対策	新型インフルエンザ等対策事業	①感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。 ②市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。	笠間市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、マニュアルを作成し、新型インフルエンザ等発生時には、市民に対する情報提供や、国からの指示により住民接種等を行う R7年度計画を改定 R8年度対策マニュアル、業務継続計画を改定	随時	
	感染症対策	感染症対策に関する周知啓発	感染症の情報収集 感染症対策の啓発の実施	随時	
熱中症対策	熱中症対策	熱中症予防に関する啓発	ホームページ、広報紙等により熱中症予防に関する啓発を実施 熱中症予防啓発団体の認定	随時	
健康づくり推進事業	食育事業	・正しい食習慣の定着をすすめるための普及活動を行います。 ・調理の体験を通して食への興味・関心を高め、食の大切さを普及します。	・保育所、幼稚園、認定こども園・子育て支援センター、出前講座等での食育健康教育の実施	10回以上	乳幼児及び小学生とその保護者、高校生、若者世代
			・講話や調理体験を取り入れた食育事業の実施(笠間市ヘルスリーダーの会に委託) ※小学生親子・若者世代(高校生)食育教室 その他地区食育事業	25回	
		市内小中学校栄養教諭や保育所・幼稚園・認定こども園と関係行政機関との連携を図り、効果的な食育の推進を行う	学校給食担当者(栄養教諭)と行政栄養士の連携会議を開催し、教育分野と保健分野の食育事業の進捗状況確認や事業内容等の情報交換や市食育推進計画を推進する	1回	学校栄養教諭、行政栄養士
			市内教育保育施設、学校栄養教諭、行政担当等が連携してネットワーク会議を開催し、意見交換や市食育推進計画を推進する	1回	保育所、幼稚園、認定こども園食育担当者、学校栄養教諭、こども福祉課、こども政策課、おいしい給食推進室
	笠間市ヘルスリーダーの会育成	笠間市ヘルスリーダー106名(未確定)の教育と会運営の支援を行い、市民の健康づくり団体として組織育成を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ●会議 総会、役員会 ●研修会 総会研修会1回 中央研修会(食育5回、生活習慣病予防3回・米粉1回)9回 地区自主研修会14回 ●活動事業 <ul style="list-style-type: none"> ◆市委託事業 <ul style="list-style-type: none"> ○食育推進事業 (小学生親子食育・若者世代(高校生)食育・Web食育・子育て支援センター食育)20回以上 (食育推進広報活動)6回 ○ヘルスリーダーHL地区活動 (生活習慣病予防・食育推進)30回以上 ○がん検診受診勧奨事業 3,000人 ◆県委託事業2回 ●関係団体との連携事業 	随時	笠間市ヘルスリーダー
ヘルスリーダー養成講習会	第2次笠間市健康づくり計画に沿った健康づくりリーダーの養成を行い、10地区の実動会員数を充足させ、事業活動の充実を図る。	厚生労働省指導カリキュラムに笠間市独自のカリキュラムを追加し、講話と調理実習を伴う養成講習会(6回/年講話2回、Web開催3回、運動教室利用1回)を実施し、ヘルスリーダーの養成を行う	結成20周年により実施 第2次笠間市健康づくり計画(前期計画)により隔年(R5・7年度)実施	市内在住のおおむね65歳までの方で、養成講習会終了後、ヘルスリーダーとしてボランティア活動ができる方	
歯科保健	集団でフッ化物洗口を実施することにより、幼児期・学童期における家庭環境によらない公平なむし歯を予防する	【週5回法】 ・フッ化ナトリウムを水に溶かした洗口液(5ml)で、1分間ブクブクうがいを行う	【実施期間】 5歳児：4月～3月 4歳児：7月～3月	4・5歳児	

区分	対象事業	目的	内容	実施期間等	対象者
健事業	フケ化物品口事業	環境の整備、健全な口腔の育成、子ども・保護者の歯・口の健康意識の向上を図る。	【週1回法】 ・希釈済ボトルタイプの洗口液（10ml）で1分間ブクブクうがいを行う	【実施期間】 5月～3月（全35回）	小学5・6年生
	永久歯対策事業	・自らが歯の大切さを理解し、生涯にわたる歯と口の健康づくりに取り組むことができるように知識の普及をすすめる。	・年長児に理解しやすい媒体等を用いた講話及び染め出しを含めたブラッシング指導	市内の幼稚園・認定こども園及び保育所（園）16か所	年長児及びその保護者
			・学年に合わせたむし歯、歯周病予防の講話及び染め出しを含めたブラッシング指導	小・中・義務教育学校	小・中学生
在宅訪問歯科保健事業	・在宅の寝たきり高齢者等に対する訪問による歯科保健サービス事業を実施することにより、口腔衛生の保持及び改善を図り、在宅総合ケアの一貫として歯科保健対策を推進する。	・口腔診査及び訪問歯科診療の必要性の把握 ・歯科疾患、う歯等に対する応急的処置 ・歯科診療（往診）及び歯科保健指導	随時	在宅において寝たきりや虚弱等のため、歯科医療機関への通院が困難な者	

区分	対象事業	目的	内容	実施期間等	対象者		
献血事業	献血推進補助事業	献血運動の推進と献血意識の高揚を図り、市民のために十分な血液を確保し、尊い生命を守ることに努める。	献血事業 26日実施 献血会場 30か所 うち事業所献血 25か所	年間	左記対象者		
		成分献血	全血献血				
		血漿	血小板			200ml献血	400ml献血
	1回献血量	下限表記なし 600ml以下	400ml以下			200ml	400ml
	年齢	18歳～69歳	男性18歳～69歳 女性18歳～54歳			16歳～69歳	男性17歳～69歳 女性18歳～69歳
	体重		男性45kg以上 女性40kg以上			男性45kg以上 女性40kg以上	50kg以上
	年間採血回数	血小板成分献血1回を2回分に換算し血漿成分献血と合計で24回以内。				男性6回以内 女性4回以内	男性3回以内 女性2回以内
	年間総採血量	—				200mlと400ml献血を合わせて 男性1,200ml以内 女性800ml以内	
献血の間隔		今回の献血	次回の献血				
		血漿成分献血	→	2週間後すべての献血が可能 (血漿を含まない場合は、1週間後に血小板献血が可能)			
		血小板成分献血					
		400ml献血	→	血漿成分及び血小板成分献血	8週間後		
			→	200ml及び400ml献血	男性12週間後 女性16週間後		
		200ml献血	→	4週間後すべての献血が可能			
その他	安定ヨウ素剤の備蓄管理	原子力全面緊急事態となった際に、迅速に緊急防護措置の対応をできるようにする。	原子力発電所から半径30Km圏外に居住する笠間市民分の安定ヨウ素剤を備蓄管理している	年間	市民		
	地域医療センター連携事業	保健・医療・福祉の連携の一環として「語る」「集う」「学ぶ」のコンセプトのもと実施する。	①メディカルカフェ(市立病院・健康医療政策課・こども政策課・地域包括支援センター) ②講演会(市立病院)	①年4回(健康医療政策課担当1回) ②年1回	市民		
	がん患者サポート事業	がんの治療による外見の悩みを抱えている方の補正具や、若年がん患者が在宅生活を送るうえで必要な福祉用具について、費用の一部を助成する。	・福祉用具 ・ウィッグ ・乳房補正具 対象品目それぞれ1人につき1回 購入又はレンタルに要した費用の1/2(上限3万円)	年間	がん治療を受けた者又は現に受けている者		
	若年がん患者在宅療養支援事業	若年のがん患者が、住み慣れた自宅で最後まで自分らしく安心して生活を送ることができるよう、がん患者やその家族の経済的負担の軽減を図るため、在宅療養を送る上で必要となる介護サービス等の利用に要する費用の一部を助成する。	①医師の意見書作成費用(10割、上限5,000円) ②居宅介護支援(10割、上限15,000円) ③訪問介護 ④訪問入浴介護 (③④を合算した1か月ごとの利用料の9割補助、生活保護者は10割。上限63,000円/月、生保70,000円/月)	年間	・申請時およびサービス利用時に笠間市に住所を有する40歳未満の方 ・医師に回復の見込みがない状態に至ったと判断されたがん患者 ・在宅療養を受けるうえで、支援及び介護が必要な方 ・本事業と同等の助成を受けていない方		
	在宅医療機器停電時対応事業	災害などによる長時間の停電時においても、人工呼吸器を使用できるよう非常用の発電機等を無償で貸し出しを行う。	事前登録制、停電時に貸出希望の連絡をすることにより発電機の貸し出しが受けられる。 貸出期間：災害等による停電が発生してから、電力が復旧するまでの間。 初回分の燃料は支給。追加で必要な場合は利用者にて用意。	年間	笠間市に住所を有する、在宅で人工呼吸器を使用している方		